

「近畿圏の新たな高速道路料金の具体案」について

(目次)

近畿圏内の新たな高速道路料金の具体案の全体概要

近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)の概要	4
近畿圏内の料金水準の整理・統一(案)	5
近畿圏内の高速道路ネットワーク整備(案)	6
阪神高速の料金設定(案)	7
近畿圏の高速道路の車種区分の整理・統一(案)	8
近畿圏の高速道路ネットワークにおける管理主体の統一(案)	9
大阪都心部への分散流入(「経路によらない同一料金」の導入)(案)	10
神戸都心部への分散流入(「経路によらない同一料金」の導入)(案)	11

各路線の料金等(阪神高速道路・NEXCO)

阪神高速の料金について(案)①	13
阪神高速の料金について(案)②	14
阪神高速の料金について(案)③	15
阪神高速の割引について(案)	16
阪神高速の割引について(大口・多頻度割引)(案)	17
第二京阪道路の料金について(案)	18
西名阪道の料金について(案)	19
近畿道・阪和道(長原～岸和田和泉)の料金について(案)	20
京滋バイパスの料金について(案)	21
南阪奈有料道路・南阪奈道路の料金について(案)	22
堺泉北有料道路の料金について(案)	23
阪神高速京都線の料金について(案)	24
南阪奈道路・堺泉北有料道路等の料金について(案)①	25
南阪奈道路・堺泉北有料道路等の料金について(案)②	26
近畿圏の新たな高速道路料金 今後の手続きの流れ	27

参考資料

(参考)近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系 基本方針(概要)	29
(参考)戦略的な料金体系(イメージ)	30
(参考)現金車対策	31

近畿圏の新たな高速道路料金の具体案の全体概要

(注1) 本項目に記載する通行料金については、特段記載のない限り普通車の通行料金(消費税8%)を記載している。

(注2) 料金例について、「現行」は現行料金、「新料金(対距離)」のうち、阪神高速、第二京阪道路は $(250+29.52L) \times 1.08$ 、西名阪道、近畿道、阪和道、京滋バイパス、南阪奈有料道路、南阪奈道路、堺泉北有料道路は高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準で統一した場合の料金、「今回」は激変緩和措置を踏まえた料金である。

近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)の概要

料金の賢い3原則(高速道路を賢く使う上で共通の理念)

- ① 利用度合いに応じた公平な料金体系
- ② 管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系
- ③ 交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、「管理主体の整理」に特段の対応が必要

平成29年度からの具体方針

(1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 料金水準を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間を基本とする対距離制を導入し、車種区分を5車種区分に統一する。 ※必要に応じて激変緩和措置を実施
- 阪神高速については、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定する。

(2) 管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

- 高速道路会社と一体的なネットワークを形成している路線で、地方道路公社等の管理となっている区間は、合理的・効率的な管理を行う観点から、地方の意向を踏まえて、高速道路会社での一元的管理を行う。
- 大阪及び神戸都心部への流入に関して、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する。

近畿圏内の料金水準の整理・統一(案)

均一料金区間等

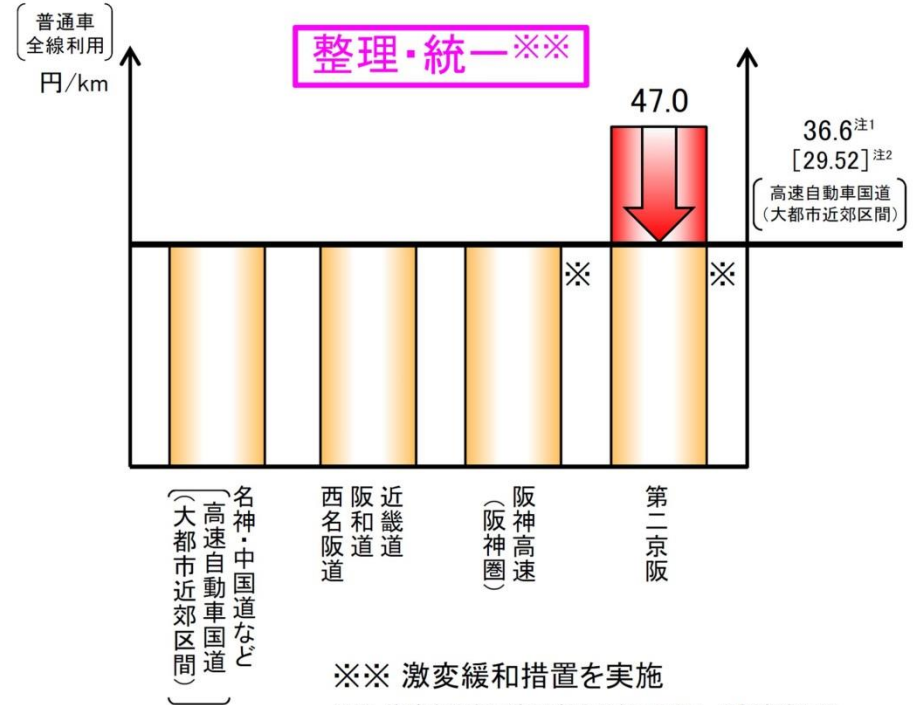
阪神高速(阪神圏)
 <510円~930円>
 (6km毎に約100円増)

近畿道(吹田~松原)(28.4km)
 阪和道(松原~岸和田和泉)(22.6km)
 <510円×2区間>

西名阪道(天理~松原)(27.2km)
 <410円×2区間>

など

対距離化※※



※※ 激変緩和措置を実施

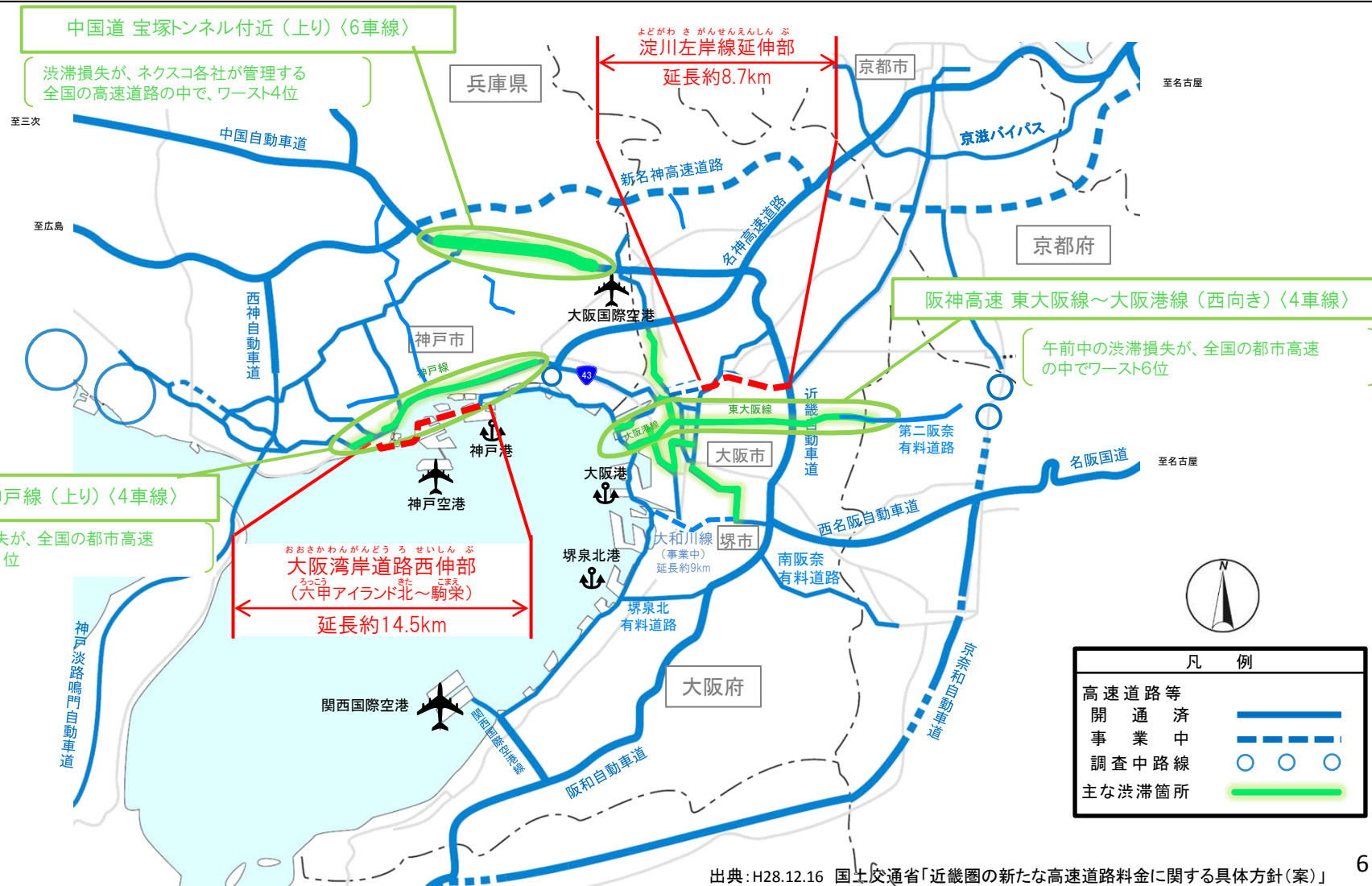
注1) 高速自動車国道(大都市近郊区間)は、名神高速の例

注2) 消費税及びターミナルチャージを除いた場合の料金水準

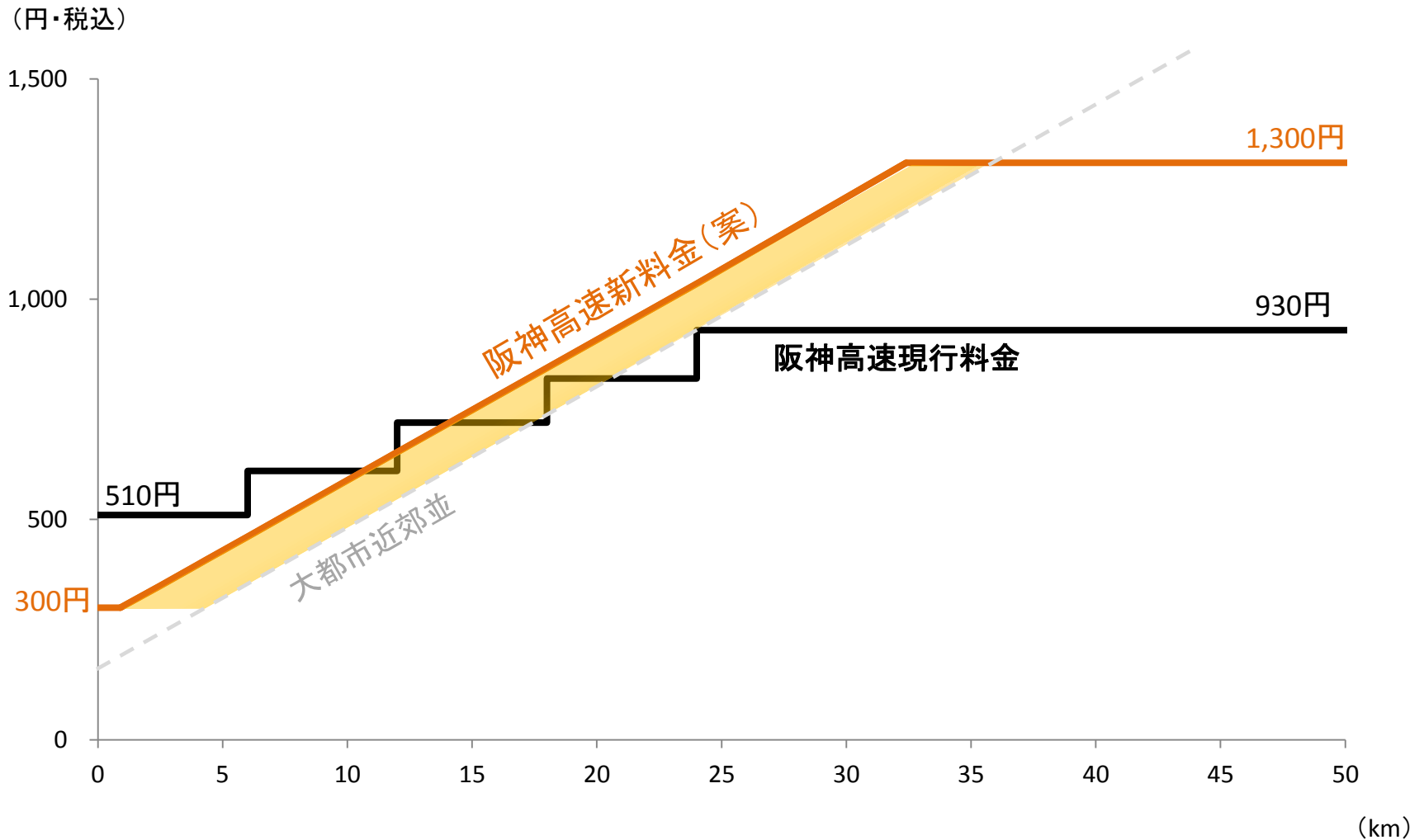
※ 淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保のため、関係自治体の提案を踏まえ、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定

近畿圏内の高速道路ネットワーク整備(案)

- 関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、必要な料金を設定
- 利用者の追加的な負担の軽減の観点から、様々な工夫(出資金の償還時期の見直しや料金徴収期限までの追加的な料金負担分の活用等)を実施



阪神高速の料金設定(案)



(注1) 阪神高速(阪神圏)の料金(普通車) $[(250+29.52L) \times 1.08]$

(注2) 普通車以外の車種の上限及び下限料金については首都高料金での設定額と原則同額

(注3) 利用距離が4.3km以下(1区間利用に限る)であれば下限料金で利用できる措置を行う

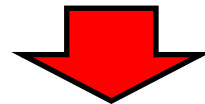
(注4) 非ETC車は、最大料金(普通車: 1,300円)を適用。ただし、放射路線の下り方面の利用については、入口から利用できる最大限の距離料金を適用

近畿圏の高速道路の車種区分の整理・統一(案)

【車種間比率】

	対象路線	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
2車種	阪神高速	1.0			2.0	
3車種	南阪奈道路 堺泉北有料道路	1.0			1.5	3.5
5車種	その他	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

(注) 近畿道、阪和道、西名阪道は4車種



5車種区分に整理・統一(注)

【車種間比率】

	対象路線	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
5車種	全路線	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

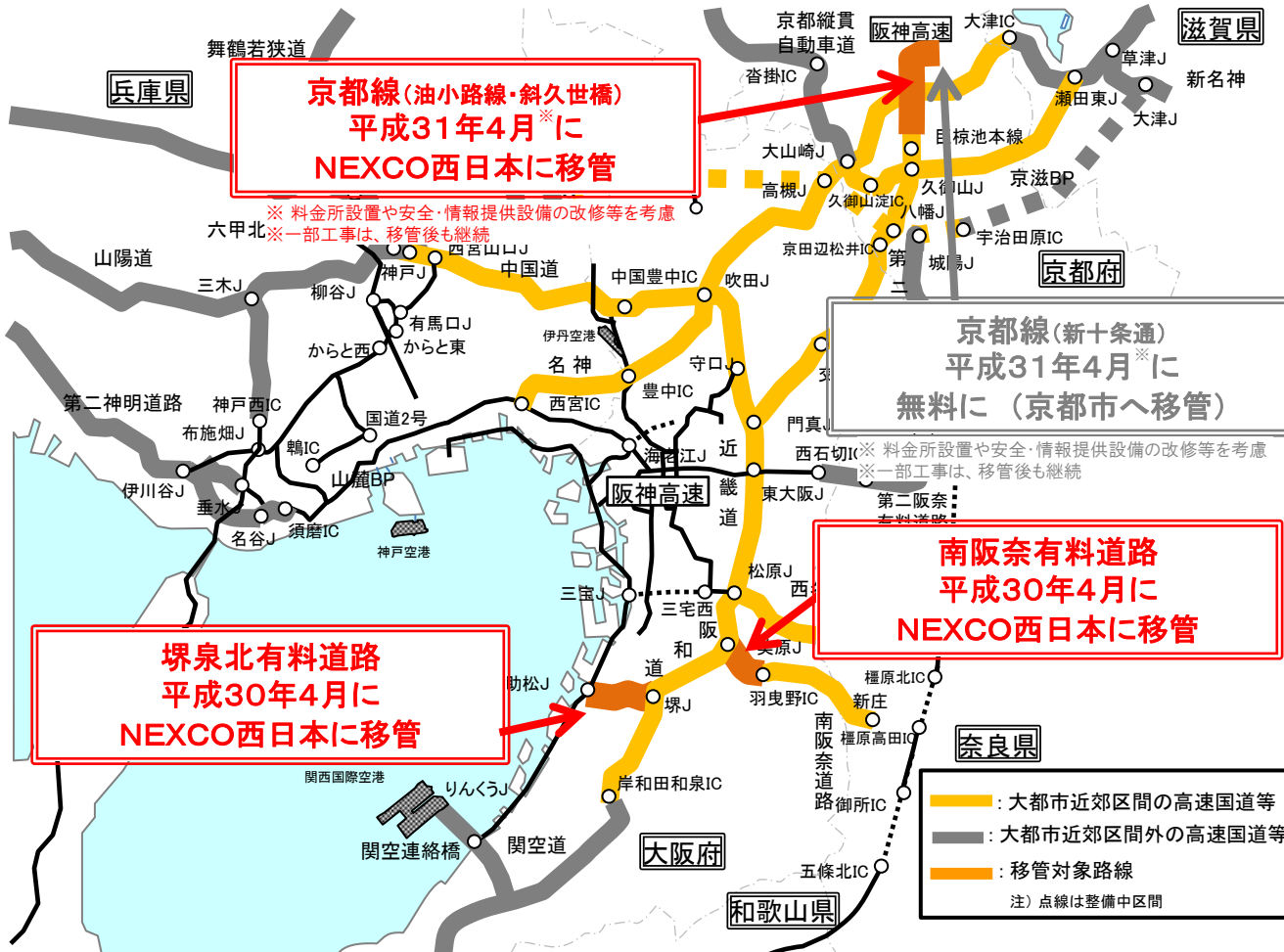
(注) 阪神高速については段階的に実施することとし、平成33年度までは中型車1.07、特大車2.14とする

(注) 近畿道・阪和道については段階的に実施することとし、平成33年度までは中型車1.07とする

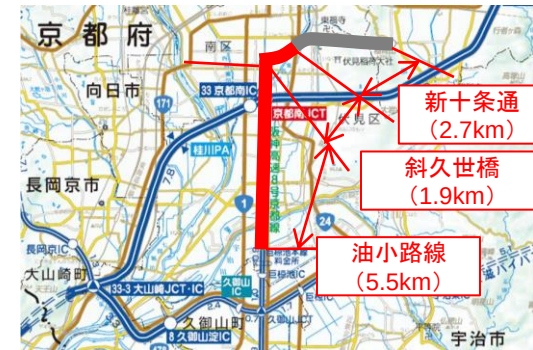
(注) 堺泉北有料道路については段階的に実施することとし、平成33年度までは中型車1.07、大型車1.55とする

近畿圏の高速道路ネットワークにおける管理主体の統一(案)

- 大阪府道路公社の南阪奈有料道路と堺泉北有料道路をNEXCO西日本が移管を受け、阪和道や南阪奈道路等との一元的管理に移行する。
- 阪神高速京都線の油小路線及び斜久世橋をNEXCO西日本が移管を受け、第二京阪道路や名神高速道路等との一元的管理に移行する。
- 阪神高速京都線の新十条通は京都市に移管して無料で利用できるようにする。



【京都線(油小路線・斜久世橋)】



【堺泉北有料道路・南阪奈有料道路】



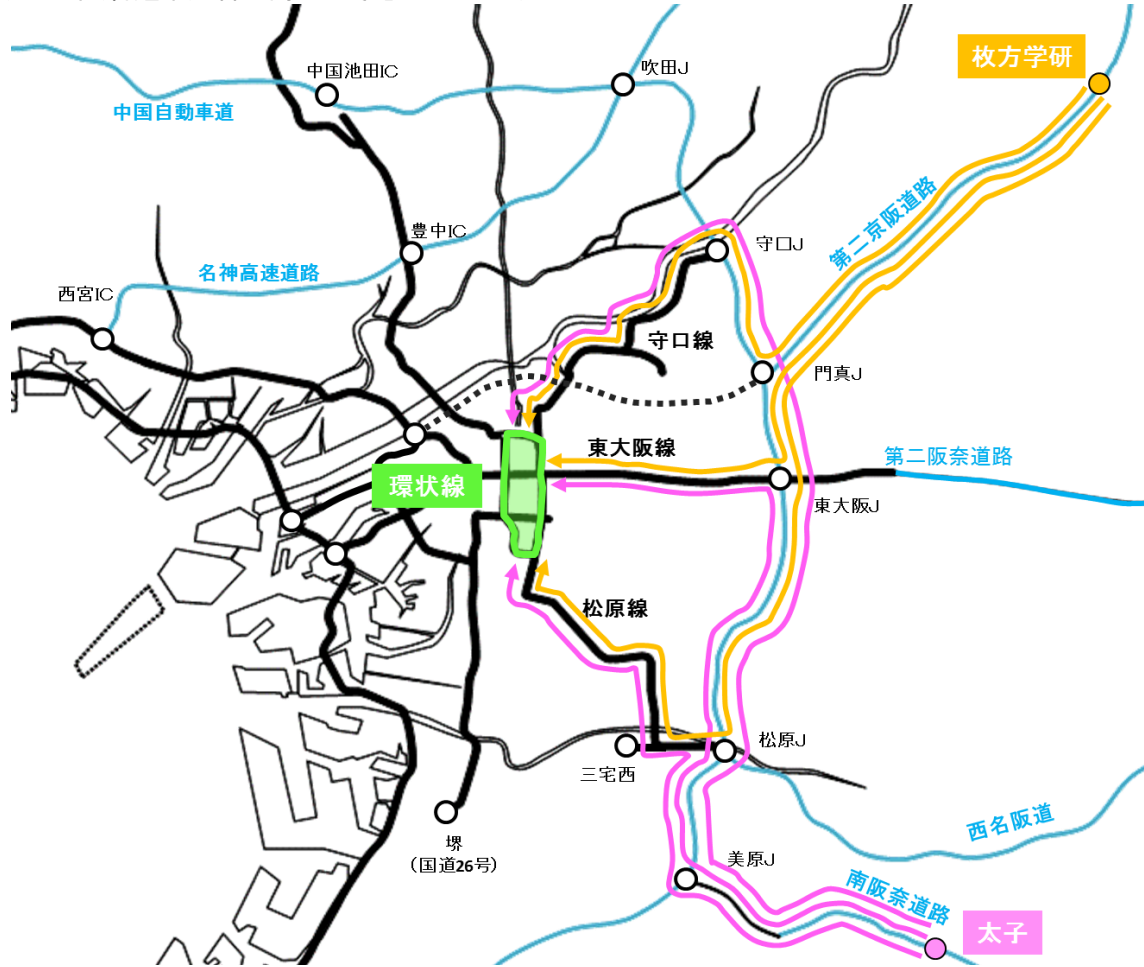
(注) 南阪奈有料道路、堺泉北有料道路、京都線(油小路線・斜久世橋)及び南阪奈道路は全国路線網に編入する

大阪都心部への分散流入(「経路によらない同一料金」の導入)(案)

○大阪都心部(環状線内)への流入に対し、流入交通の分散を図るため、放射高速道路(第二京阪道路・第二阪奈有料道路・西名阪道・南阪奈有料道路・南阪奈道路)から環状線内に流入する場合、守口線・東大阪線・松原線の経路によらず起終点間の最低料金と同一料金とする(流出の場合も同様)

■経路別料金の例

(ETC車(普通車)・料金割引は考慮していない)



第二京阪(枚方学研IC)⇒阪神高速 環状線

経路選択	現行	新料金 (注)	経路によらない 同一料金
守口線 (31.3km)	2,040円 (割引後※:1,790円)	1,690円 (▲100円)	1,610円
東大阪線 (28.5km)	2,040円 (割引後※:1,790円)	1,610円 (▲180円)	
松原線 (42.8km)	2,150円	2,060円 (▲90円)	

※近畿道乗継利用割引

南阪奈(太子IC)⇒阪神高速 環状線

経路選択	現行	新料金 (注)	経路によらない 同一料金
守口線 (44.9km)	2,050円 (割引後※:1,758円)	1,980円 (+222円)	1,320円
東大阪線 (33.7km)	2,050円 (割引後※:1,758円)	1,700円 (▲58円)	
松原線 (26.8km)	1,650円 (割引後※:1,358円)	1,320円 (▲38円)	

※阪和道連続利用割引・三線割引

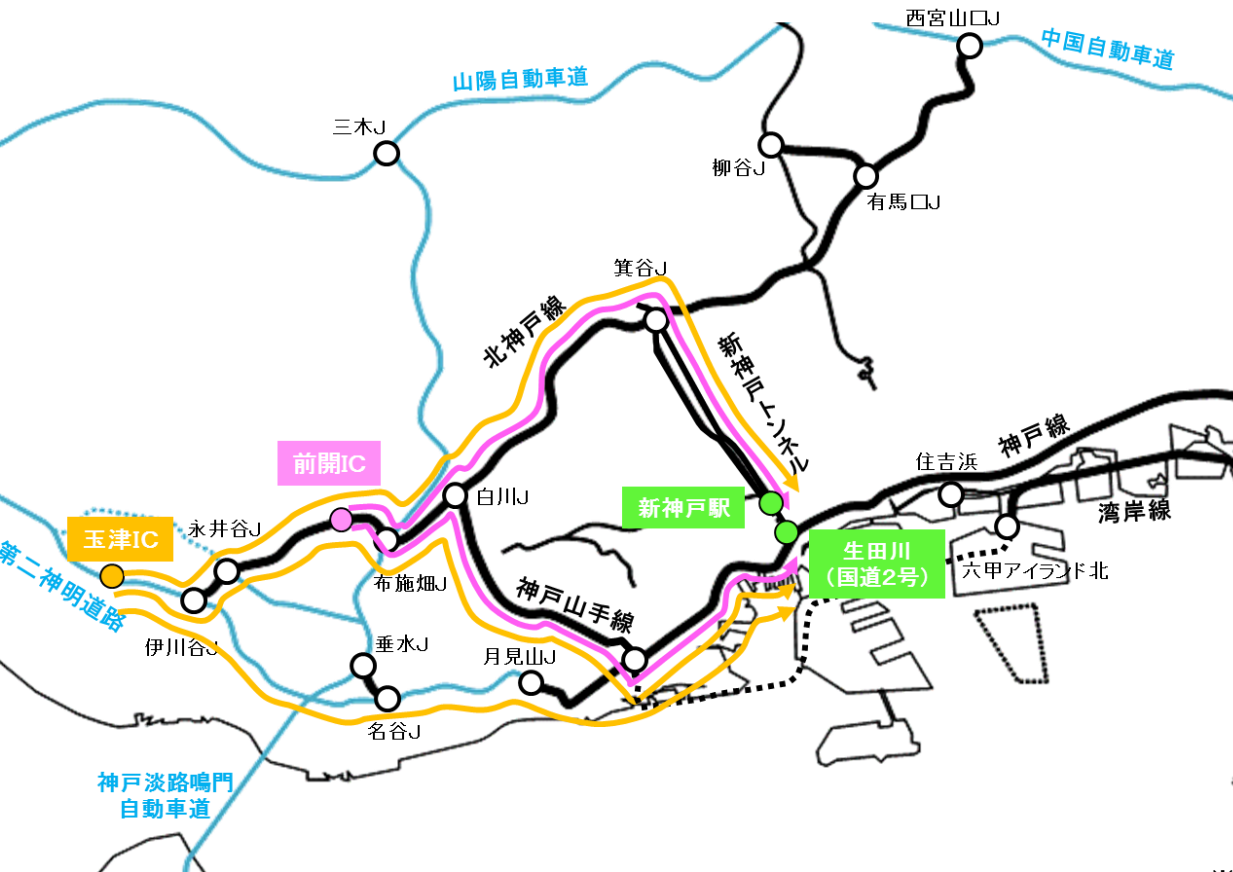
(注)阪神高速の料金は、上記放射高速道路から流入して環状線のどの出口で降りても同一料金(流入又は流出の最短距離料金)とする(流出の場合も同様)

神戸都心部への分散流入(「経路によらない同一料金」の導入)(案)

○明石方面から神戸都心部への流入に対しては、交通容量に比較的余裕のある路線(北神戸線・神戸山手線)を利用した場合、経路によらず起終点間の最低料金と同一料金とする(流出の場合も同様)

■経路別料金の例

(ETC車(普通車)・料金割引は考慮していない)



第二神明(玉津IC) ⇒ 阪神高速 生田川(国道2号)

経路選択	現行	新料金 (注)	経路によらない 同一料金
北神戸線・ 新神戸トンネル (29.5km)	930円 (割引後※: 820円)	1,120円 (+300円)	800円
北神戸線・ 神戸山手線 (28.1km)	930円 (割引後※: 820円)	1,080円 (+260円)	
神戸線 (25.3km)	820円 (割引後※: 720円)	800円 (+80円)	

※西線内々割引

阪神高速 前開 ⇒ 阪神高速 生田川(国道2号)

経路選択	現行	新料金 (注)	経路によらない 同一料金
北神戸線・ 新神戸トンネル (21.9km)	820円 (割引後※ ¹ : 720円)	970円 (+250円)	920円 ↓ 800円※ ²
北神戸線・ 神戸山手線 (20.5km)	820円 (割引後※ ¹ : 720円)	920円 (+200円)	

※¹ 西線内々割引

※² 北神戸線の伊川谷JCT～箕谷JCT間の出入口から、神戸山手線もしくは新神戸トンネルを経由して神戸都心部に流入する場合、玉津ICから神戸都心部に流入した場合の最低料金を上限料金とする

(注) 神戸都心部として神戸線の生田川、及び新神戸トンネルの国道2号～新神戸駅間の各ランプを対象

各路線の料金等(阪神高速道路・NEXCO)

(注1)本項目に記載する通行料金については、特段記載のない限り普通車の通行料金(消費税8%)を記載している。

(注2)料金例について、「現行」は現行料金、「新料金(対距離)」のうち、阪神高速、第二京阪道路は $(250+29.52L) \times 1.08$ 、西名阪道、近畿道、阪和道、京滋バイパス、南阪奈有料道路、南阪奈道路、堺泉北有料道路は高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準で統一した場合の料金、「今回」は激変緩和措置を踏まえた料金である。

阪神高速の料金について(案)①

加島⇒環状線(北浜) (6.2km)

現行	新料金 (対距離)
610円	470円



新料金 (激変緩和後)
470円

<930円>

<1,300円>

守口⇒環状線(本町) (11.0km)

現行	新料金 (対距離)
610円	620円



新料金 (激変緩和後)
620円

<930円>

<1,300円>

長田⇒環状線(道頓堀) (8.2km)

現行	新料金 (対距離)
610円	530円



新料金 (激変緩和後)
530円

<930円>

<1,300円>

大堀⇒環状線(なんば) (12.1km)

現行	新料金 (対距離)
720円	660円



新料金 (激変緩和後)
660円

<930円>

<1,300円>

堺(国道26号)⇒環状線(信濃橋) (13.8km)

現行	新料金 (対距離)
720円	710円



新料金 (激変緩和後)
710円

<930円>

<1,300円>

安治川(国道43号)⇒北津守 (3.1km)

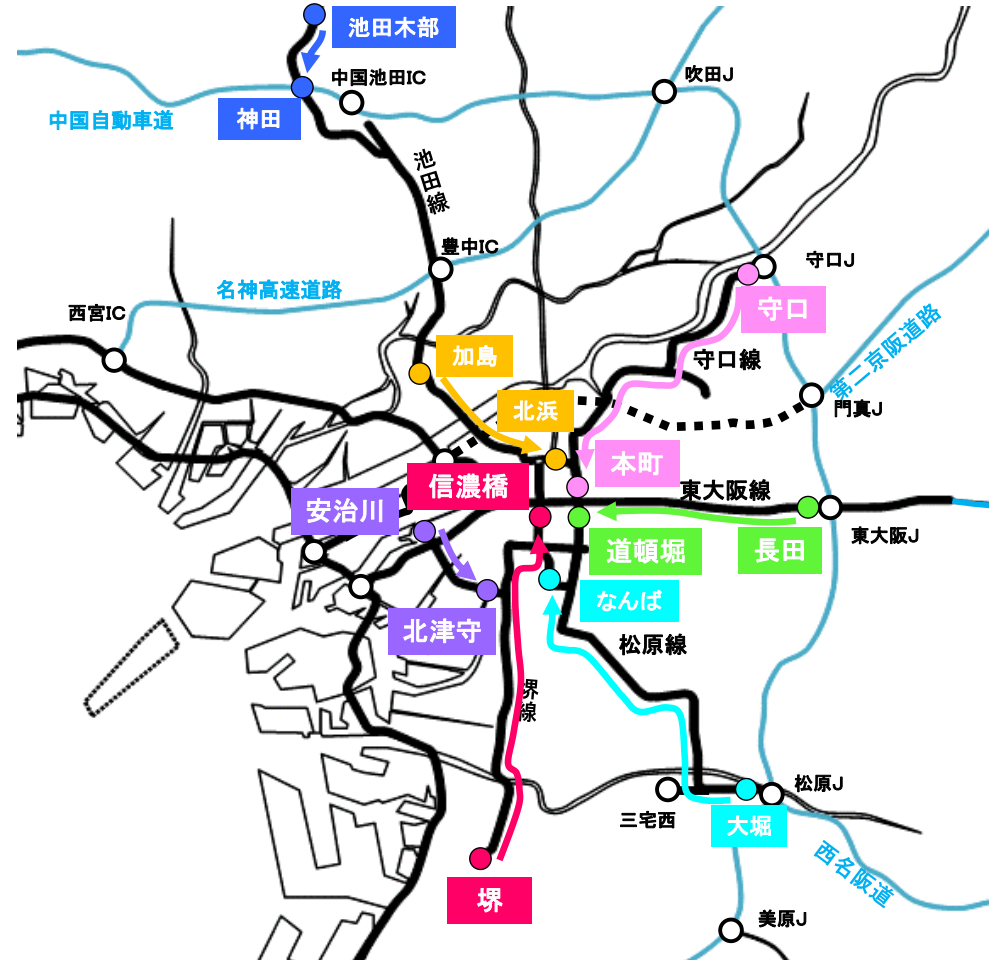
現行	新料金 (対距離)
510円 (割引適用後※1 210円) (割引適用後※2 100円)	370円



新料金 (激変緩和後)
370円 (割引適用後※1 210円) (割引適用後※2 100円)

<210円>

<210円>



池田木部⇒神田 (3.2km)

現行	新料金 (対距離)
510円 (割引適用後※1 310円) (割引適用後※2 150円)	370円



[1区間利用]

新料金 (激変緩和後)
300円 (割引適用後※2 150円)

<310円>

<370円>

※1 端末区間割引(西大阪線)

※2 時間帯割引

※1 端末区間割引(西大阪線)

※2 時間帯割引

注) 料金はETC車(普通車)の場合

注) <>内は非ETC車(普通車)

注)「新料金(対距離)」は 阪神高速は(250+29.52L)×1.08で算定

注) 端末区間割引(池田線)は、新たな料金の導入まで措置

阪神高速の料金について(案)②

柳原⇒生田川 (4.6km)

現行	新料金 (対距離)
510円	420円



新料金 (激変緩和後)
420円

<930円>

<1,300円>

月見山(第二神明接続部)⇒生田川 (10.0km)

現行	新料金 (対距離)
610円 (割引後※510円)	590円



新料金 (激変緩和後)
590円

<930円>

※ 西線内々割引

<1,300円>

西宮IC⇒生田川 (15.1km)

現行	新料金 (対距離)
720円 (割引後※ 610円)	750円



新料金 (激変緩和後)
750円

<930円>

※ 西線内々割引

<1,300円>

西宮山口JCT⇒国道2号 (22.6km)

現行	新料金 (対距離)
820円 (割引後※ 720円)	990円



新料金 (激変緩和後)
990円

<930円>

※ 西線内々割引

<1,300円>

からと西⇒国道2号 (12.9km)

現行	新料金 (対距離)
720円 (割引後※ 610円)	680円

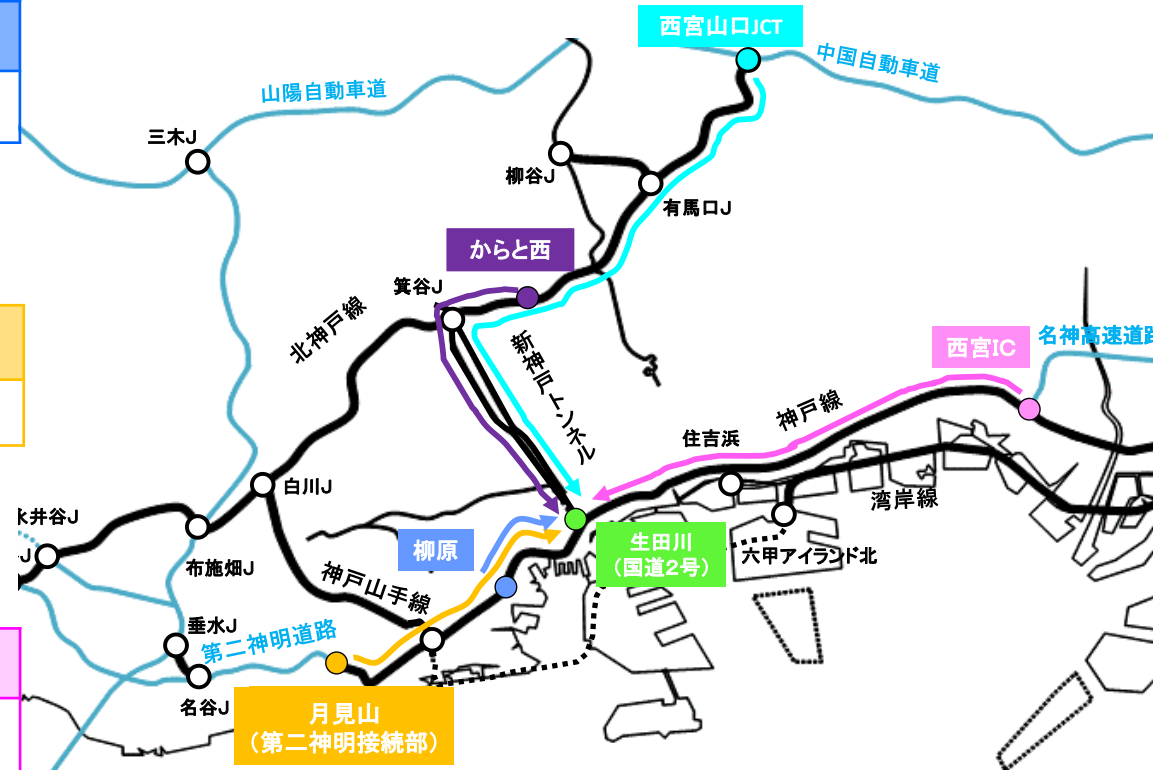


新料金 (激変緩和後)
680円

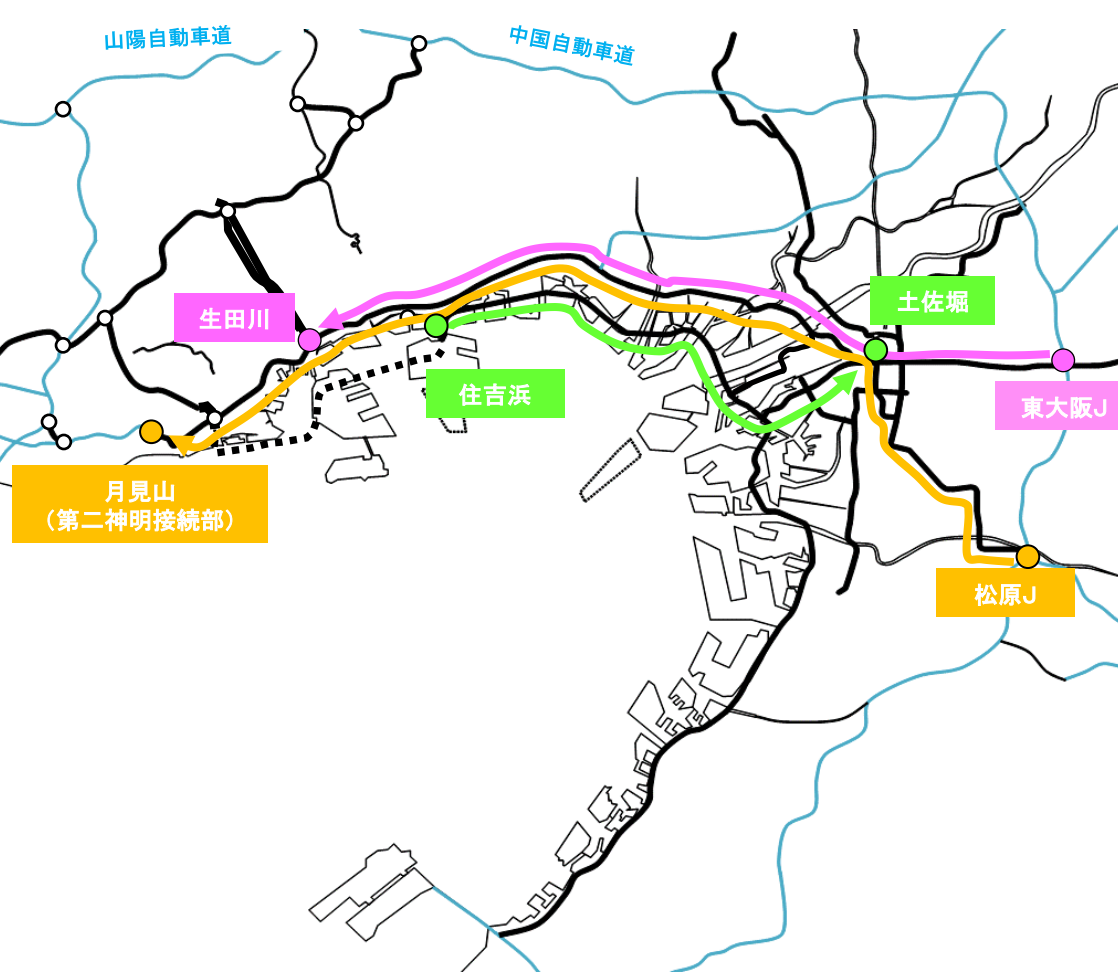
<930円>

※ 西線内々割引

<1,300円>



阪神高速の料金について(案)③



松原JCT⇒月見山(第二神明接統部) (56.4km)

現行	新料金 (対距離)	新料金 (激変緩和後)
930円	2,070円	1,300円
<930円>		

東大阪JCT⇒生田川 (39.7km)

現行	新料金 (対距離)	新料金 (激変緩和後)
930円	1,540円	1,300円
<930円>		

住吉浜⇒環状線(土佐堀) (26.5km)

現行	新料金 (対距離)	新料金 (激変緩和後)
930円	1,110円	1,110円
<930円>		

阪神高速の割引について(案)

ETC車での利用の場合に適用

① 大口・多頻度割引

- ・車両単位割引最大20%(既存分は最大13%)
- ・契約単位割引10%
- ・大阪・神戸都心部を通行しない交通に対しては5%拡充

③ 短距離区間利用割引

- ・短距離利用(1区間かつ利用距離4.3km以下を対象)に関し、高速道路への転換を図り、一般道路の渋滞緩和の観点から下限料金を適用。なお、2区間以上(4.3km以下)であっても同一経路で片側が1区間となる場合、同様に割引の適用とする。

④ その他の割引

西大阪線端末区間割引 (時間帯割引を含む)

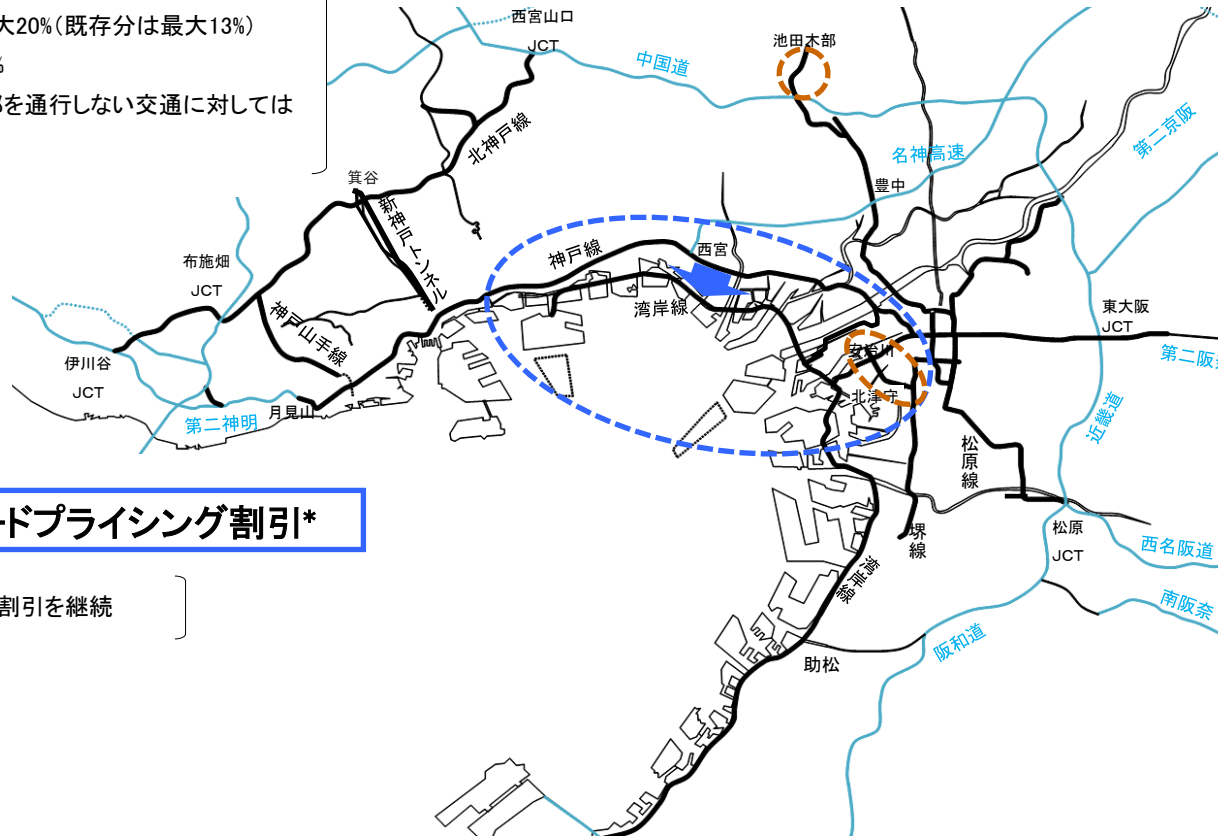
- ・西大阪線利用に関して、高速道路への転換を図り、並行する国道43号の沿道環境改善のため、現行の割引後額料金まで割引
- ※時間帯割引以外の部分については現金車も適用

池田線時間帯割引

- ・池田線利用に関して、高速道路への転換を図り、並行する道路の渋滞緩和のため、現行の時間帯割引を継続

② 環境ロードプライシング割引*

- ・基本的に現行の割引を継続



- ・①の既存部分及び②の各割引については平成74年9月まで継続。①の既存部分以外及び③、④の各割引については、平成44年3月末まで実施
- ・平成24年1月の距離別料金移行時に激変緩和措置として導入した、現行の「NEXCO・本四との乗り継ぎ割引」、「西線内々割引」、「東大阪線端末区間割引」、「池田線端末区間割引(時間帯割引は除く)」は平成29年5月末で終了

* 利便増進事業による割引

阪神高速の割引について(大口・多頻度割引)(案)

- 物流を支える車の負担が大幅に増加しないよう、阪神高速の大口・多頻度割引は、平成44年3月末まで、現行の最大30%を継続するとともに、大阪・神戸都心部を通行しないETC車には最大35%まで拡充する。

【阪神高速道路の大口・多頻度割引の概要】

主に業務目的で利用機会の多い車の負担軽減のため、ETCコーポレートカードの利用者に対して、割引実施

多頻度割引(車両単位割引)

月間利用額(車両単位)	割引率※1
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	3%(10%)
10,000円超～30,000円以下の部分	6%(15%)
30,000円超～35,000円以下の部分	6%(20%)
35,000円超～70,000円以下の部分	8%(20%)
70,000円を越える部分	13%(20%)

大口割引(契約者単位割引)

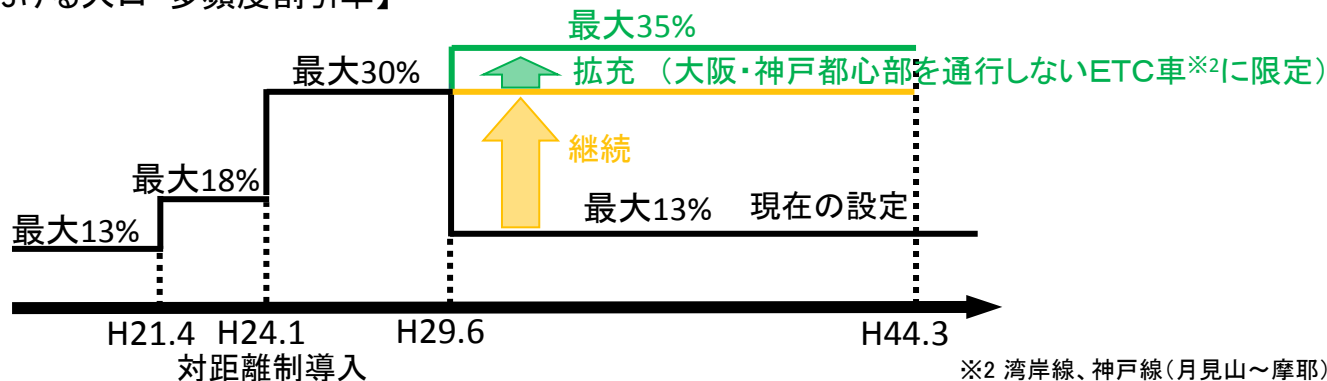
月間利用額(契約者単位)	割引率※1
100万円を超え、かつ自動車1台あたり平均利用額が5千円を超える場合	0%(10%)

+

⇒ 現行の最大割引率 約30%

※1()内は現行の割引率(措置期間は、平成29年3月末までの間)

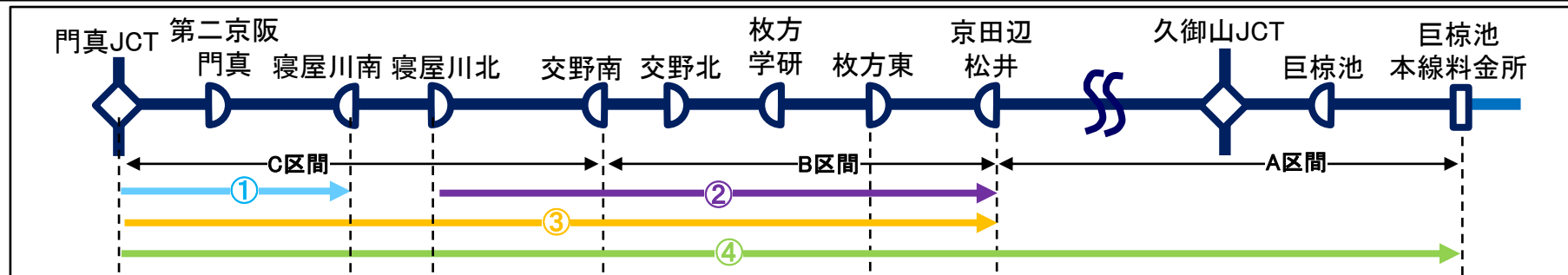
【阪神高速における大口・多頻度割引率】



※2 湾岸線、神戸線(月見山～摩耶)、淀川左岸線、大和川線、北神戸線、神戸山手線のみを通行するETC車

第二京阪道路の料金について(案)

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とし、B区間(京田辺松井～交野南)及びC区間(交野南～門真JCT)の均一料金制を廃止し、これらの区間とA区間(起点～京田辺松井)を一体とした対距離制へ移行する。
- 利用1回あたりの固定額(ターミナルチャージ)を250円としたうえで、現行料金(第二京阪道路連続利用割引、第二京阪道路特定区間利用割引後料金を含む)より値上げとならないよう据置く。



① 門真JCT→寝屋川南 (4.2km)

非ETC車は走行可能な距離に応じた料金を適用

現行	対距離	新料金
460円	400円 (▲60円)	400円 <400円>

② 寝屋川北→京田辺松井 (10.4km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
920円 650円(注)	600円 (▲50円)	600円 <920円>

(注) 第二京阪道路特定区間利用割引適用

③ 門真JCT→京田辺松井 (19.3km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
920円	890円 (▲30円)	890円 <920円>

④ 門真JCT→巨椋池本線料金所 (28.3km)

ETC車は上限料金(第二京阪道路連続利用割引後料金)を適用

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
1,330円 980円(注)	1,170円 (+190円)	980円 <1,330円>

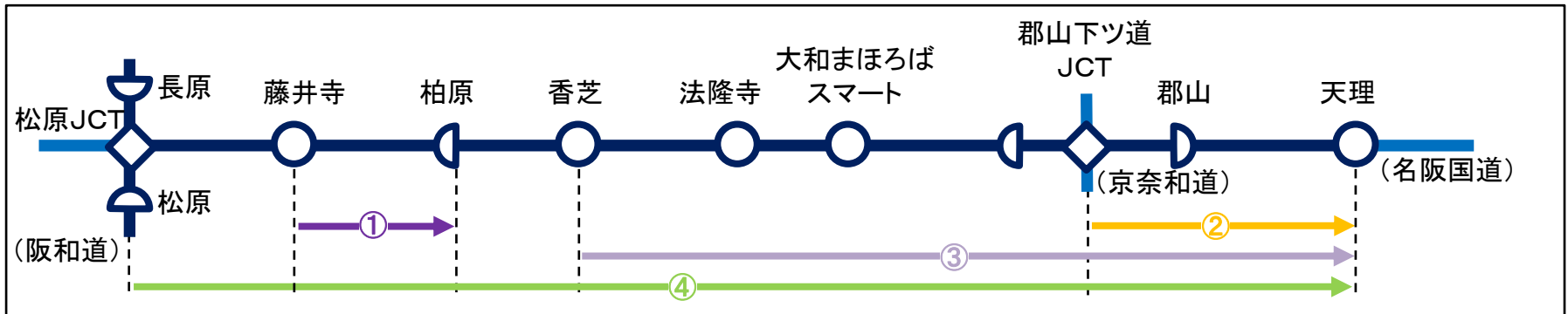
(注) 第二京阪道路連続利用割引適用

※< >内は非ETC車の料金

※第二京阪道路ネットワーク割引、第二京阪道路連続利用割引、第二京阪道路特定区間利用割引は平成29年5月末で終了する

西名阪道の料金について(案)

○現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準とし、東側区間と西側区間の均一料金制を廃止し、両区間を一体とした対距離制へと移行する。ただし、当面、激変緩和措置として現行料金を上限とする。



① 藤井寺→柏原 (5.1km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
410円	320円 (▲90円)	320円 <410円>

② 郡山下ツ道JCT→天理 (3.2km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
410円 260円(注)	260円 (0円)	260円 <410円>

(注)西名阪道特定区間利用割引適用

③ 香芝→天理 (14.6km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
410円	630円 (+220円)	410円 <410円>

④ 松原JCT→天理 (27.2km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

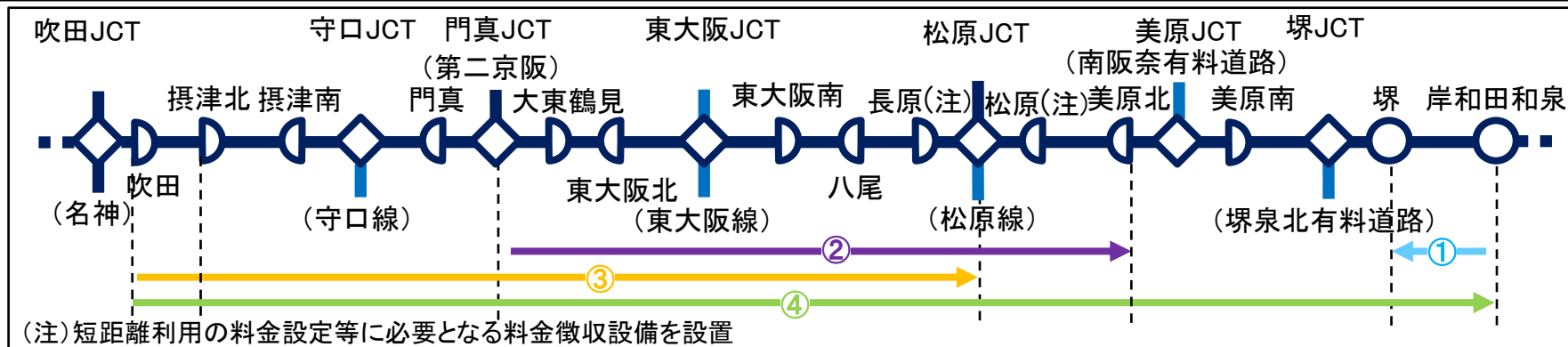
現行	対距離	新料金
820円	1,030円 (+210円)	820円 <820円>

※< >内は非ETC車の料金

※西名阪道特定区間利用割引は平成29年5月末で終了する

近畿道・阪和道(長原～岸和田和泉)の料金について(案)

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とし、対距離制に移行する。ただし、当面、激変緩和措置として道路ごとに上限料金(750円)及び下限料金(270円)を設定し、近畿道、阪和道を連続して利用する場合には上限料金(1,020円)を設定する。



① 岸和田和泉→堺(10.1km)

非ETC車は走行可能な距離に応じた料金を適用

現行	対距離	新料金
510円	480円 (▲30円)	480円 <480円>

③ 吹田JCT→松原JCT (27.5km)

ETC車・非ETC車とも上限料金を適用

現行	対距離	新料金
510円	1,040円 (+530円)	750円 <750円>

② 門真JCT→美原北 (18.9km)

非ETC車は近畿道(吹田～松原)、阪和道(長原～岸和田和泉)ごとの走行可能な距離に応じた料金を合算

現行	対距離	新料金
1,020円	920円(注) (▲100円)	920円 <980円>

(注) 門真JCT～松原JCTと松原JCT～美原北の対距離料金を合算

④ 吹田JCT→岸和田和泉 (51.0km)

ETC車は上限料金(現行料金)を適用
非ETC車は道路ごとに上限料金を適用

現行	対距離	新料金
1,020円	1,950円(注) (+930円)	1,020円 <1,500円>

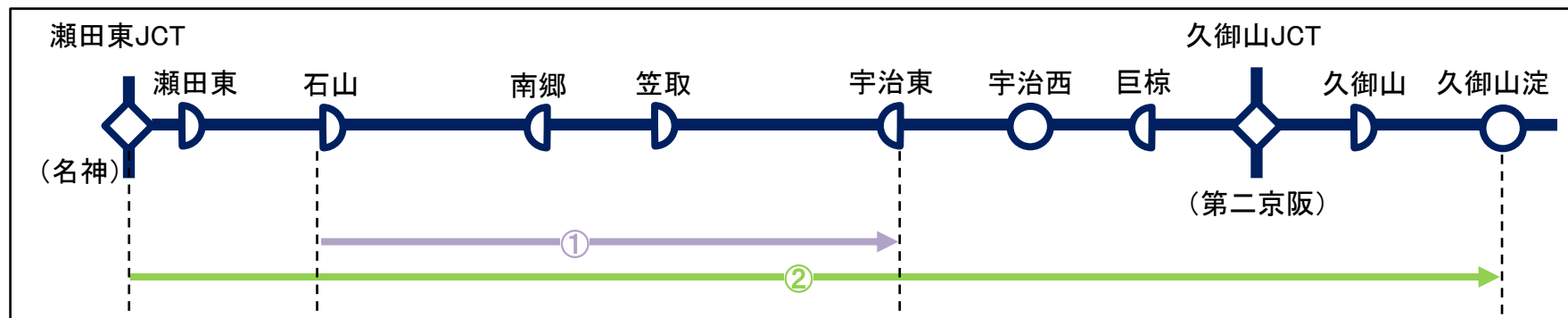
(注) 吹田JCT～松原JCTと松原JCT～岸和田和泉の対距離料金を合算

※< >内は非ETC車の料金

※近畿道乗継利用割引、阪和道連続利用割引は平成29年5月末で終了する

京滋バイパスの料金について(案)

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とする。ただし、当面、激変緩和措置として現行料金を上限とする。



① 石山→宇治東 (11.9km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
460円	540円 (+80円)	460円 <460円>

② 瀬田東JCT→久御山淀 (23.9km)

現行	対距離	新料金
930円	920円 (▲10円)	920円 <920円>

南阪奈有料道路・南阪奈道路の料金について(案)

- 大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路はNEXCO西日本が移管を受け、阪和道や南阪奈道路との一元的管理に移行する。
- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とし、南阪奈有料道路は均一料金制、南阪奈道路は区間料金制を廃止し、2道路を一体とした対距離制へ移行する。ただし、当面、激変緩和措置として現行料金(阪和道連続利用割引を考慮した三線割引後料金(注)を含む)を上限料金とする。

(注)それぞれの道路の三線割引後料金を合算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額



① 美原JCT→羽曳野 (4.6km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
210円	310円 (+100円)	210円 <210円>

② 羽曳野→葛城(10.3km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
460円	490円 (+30円)	460円 <460円>

③ 美原JCT→葛城 (14.9km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
670円	640円 (▲30円)	640円 <670円>

※< >内は非ETC車の料金

※南阪奈有料道路・南阪奈道路の新たな料金については、南阪奈有料道路のNEXCO西日本への移管に合わせて導入予定

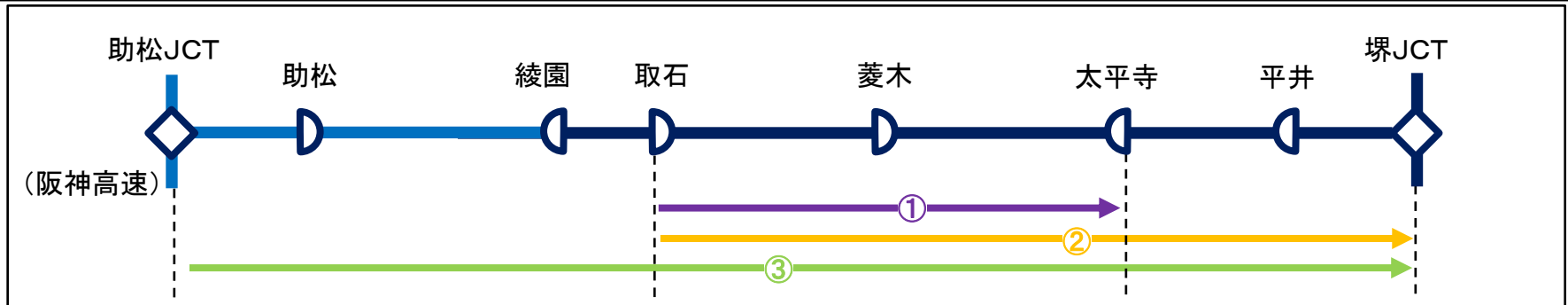
※南阪奈有料道路の回数券割引は新たな料金の導入時に終了する

※南阪奈道路の平日深夜割引、休日深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、休日昼間割引は、南阪奈有料道路のNEXCO西日本への移管に合わせて終了予定

※三線割引は、新たな料金の導入までの間、阪和道連続利用割引を考慮したうえで継続する(三線割引対象外の走行においては、阪和道連続利用割引を考慮しない)

堺泉北有料道路の料金について(案)

- 大阪府道路公社が管理する堺泉北有料道路はNEXCO西日本が移管を受け、阪和道や南阪奈道路との一元的管理に移行する。
- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とする。ただし、当面、激変緩和措置として地域内の利用の場合は、現行料金に据え置く。なお、当該道路を通過する利用は150円(普通車)とする。



① 取石→太平寺 (3.3km)

ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
100円	270円 (+170円)	100円 <150円>

② 取石→堺JCT (3.8km)

ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
100円	280円 (+180円)	100円 <150円>

③ 助松JCT→堺JCT (4.7km(注))

ETC車・非ETC車とも上限料金を適用

現行	対距離	新料金
100円	310円 (+210円)	150円 <150円>

(注) 無料区間(助松JCT～綾園)の距離は除く

※< >内は非ETC車の料金

※他車種の料金は、普通車の料金をもとに車種間比率に応じて設定

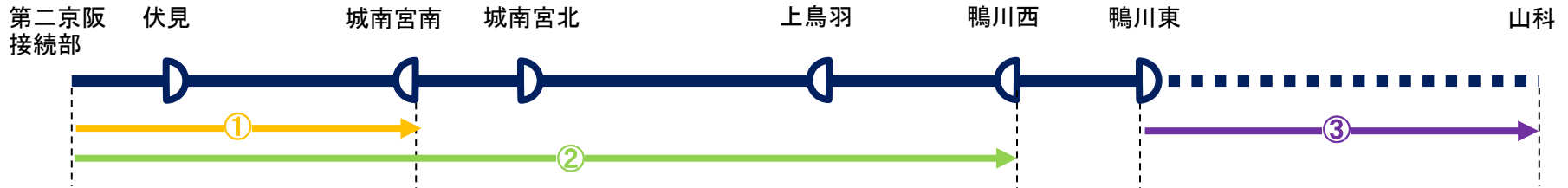
※堺泉北有料道路の新たな料金については、堺泉北有料道路のNEXCO西日本への移管に合わせて導入予定

※堺泉北有料道路の回数券割引は新たな料金の導入時に終了する

※通過利用とは、阪神高速湾岸線(助松JCT)から阪和道(堺JCT)を連続して利用する場合を指す

阪神高速京都線の料金について(案)

- 阪神高速京都線の油小路線及び斜久世橋はNEXCO西日本が移管を受け、第二京阪道路や名神高速道路等との一元的管理に移行する。阪神高速の新十条通は京都市に移管して無料で利用できるようにする。
- 阪神高速京都線の油小路線及び斜久世橋の料金水準については、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とし、均一料金制から対距離料金制へ移行する。
- 利用1回あたりの固定額(ターミナルチャージ)を250円としたうえで、現行料金より値上げとならないよう据置く。
- 現行の2車種区分から、5車種区分に移行する。



①第二京阪接続部→城南宮南(3.4km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
460円	380円 (▲80円)	380円 <460円>

②第二京阪接続部→鴨川西(6.8km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
460円	490円 (+30円)	460円 <460円>

③鴨川東→山科(2.7km)

現行	新料金
460円	無料

※< >内は非ETC車の料金

※阪神高速京都線の油小路線及び斜久世橋については、NEXCO西日本への移管に合わせて新たな料金を導入予定

※新たな料金の導入までの阪神高速で実施する割引については、京都線時間帯割引*等を含め現行割引を継続

* 利便増進事業による割引

南阪奈道路・堺泉北有料道路等の料金について(案)①

○現在3車種区分である南阪奈道路・堺泉北有料道路と4車種区分である近畿道、阪和道、西名阪道の車種区分及び車種間比率(普通車1.0)を5車種区分に整理・統一

【車種間比率】

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	1.0			1.5	3.5
見直し案	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

(注)近畿道および阪和道は、平成33年度までは、中型車1.07とする

(注)堺泉北有料道路は、平成33年度までは、中型車1.07、大型車1.55とする

【料金例(ETC車)】

○南阪奈道路 羽曳野～葛城

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	460			720	1,650
見直し案	420	490 (460)	560 (460)	700	1,070

※上限料金(括弧内の料金)を適用

○堺泉北有料道路 太平寺～菱木

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	100			150	360
見直し案	190 (100)	190 (100)	200 (100)	210 (150)	250

※現行料金(括弧内の料金)に据え置く

南阪奈道路・堺泉北有料道路等の料金について(案)②

○近畿道 吹田JCT～門真

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	410	510		770	1,180
見直し案	450	520	540	750	1,140

○阪和道 堺～岸和田和泉

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	410	510		770	1,180
見直し案	420	480	510	690	1,050

○西名阪道 藤井寺～柏原

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	310	410		570	930
見直し案	290	320	360	430	610

近畿圏の新たな高速道路料金 今後の手続きの流れ

平成28年12月26日

意見募集(高速道路会社・高速道路機構)

(現在の段階)

協定の締結(高速道路会社・高速道路機構)

※高速道路利便増進計画の変更手続きが必要

業務実施計画認可申請
(高速道路機構)

大臣認可

事業変更許可申請
(高速道路会社)

大臣許可

※阪神高速道路は地方議会の議決・
地方自治体の同意が必要

平成29年6月

新たな高速道路料金の適用開始(注)

(注) ・南阪奈道路、南阪奈有料道路、堺泉北有料道路については、平成30年4月の南阪奈有料道路、堺泉北有料道路のNEXCO西日本への移管に合わせて、新たな料金を導入予定
・阪神高速・京都線については、平成31年4月※※の油小路線・斜久世橋のNEXCO西日本への移管、及び新十条通の京都市への移管に合わせて、新たな料金を導入予定
・移管までの間は基本的に割引料金を含め現行の料金を継続

※※料金所設置や安全・情報提供設備の改修等を考慮

参考資料

<近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系>

○ 圏域共通の新しい料金体系の確立

【近畿圏料金の賢い3原則】～賢く使う上での共通の理念～

利用度合いに応じた公平な料金体系

管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系

交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、
「管理主体の整理」に特段の対応が必要

○実現に向けた取組

①料金体系の整理・統一

・料金水準や車種区分について、対距離制を基本として統一 等

②管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

・地方道路公社等の管理区間は、合理的・効率的な管理のため、会社での一元的な管理を検討

③戦略的な料金体系

・都心流入等について、ネットワークの形成を踏まえた、混雑状況に応じた料金施策の導入

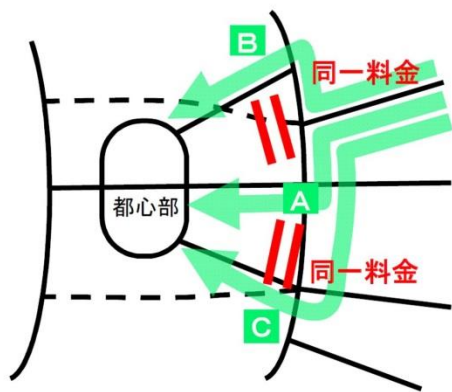
○料金体系の確立にあたっての留意事項

- ・ネットワーク整備等の進展に合わせて、料金体系の確立に向けたロードマップを明確化
- ・ネットワーク整備等の進展に合わせて、激変緩和措置も講じながら段階的に導入

(参考)戦略的な料金体系(イメージ)

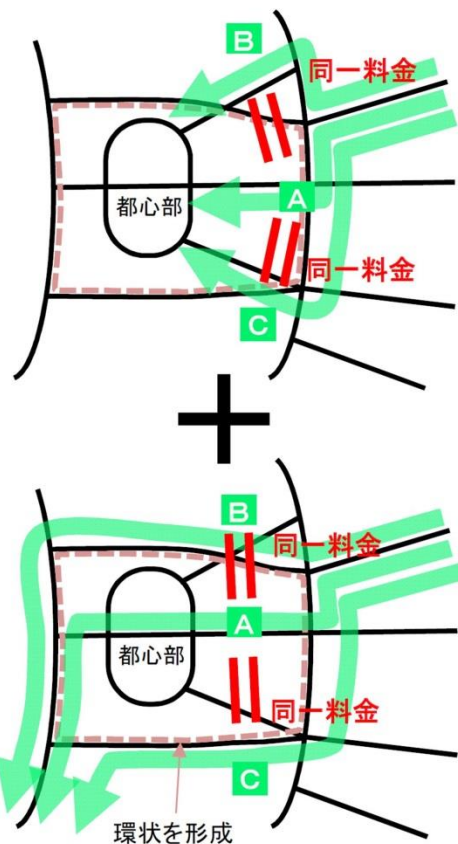
【H29年度より】

- 料金体系の整理・統一
⇒ ネットワークの充実に必要な
財源確保
- 継ぎ目のない料金
⇒ 管理主体の統一
都心流入の料金措置



【ネットワーク完成後】

- ネットワーク完成により都心部を
通過する複数経路の確保
- ⇓
- 継ぎ目のない料金
⇒ 都心流入の料金措置(継続)
都心通過の料金措置



影響を検証した上で

【将来】

- 混雑状況に応じた機動的な料金
の実現

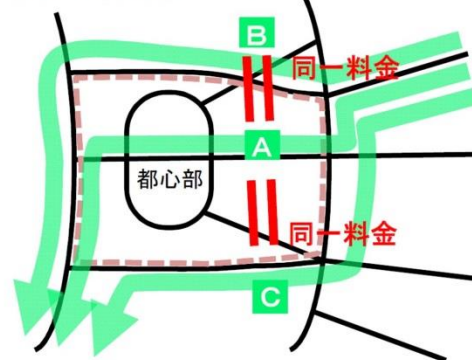
【都心通過の料金措置の場合】

<都心混雑時間帯>



混雑状況に
応じて切替

<他の時間帯>



※大阪都心部に加えて、神戸都心部についても同様に措置

(参考)現金車対策

現金でご利用のお客さまに対し、現状を把握した上で、ETC普及促進の取組みなど必要な対策を実施します。

【例】

○ETC2.0車載器導入助成

ETC2.0車載器の購入に当たり、助成を実施します。

(想定している助成規模)

10,000円/台×50,000台

※実際の助成額等の詳細については今後調整



○ETCパーソナルカード等の各種サービスのさらなる広報

ETCパーソナルカード(平成28年7月から受付を開始している少額利用者向けの最低デポジット額の引き下げを含む)及び利用証明書がWEBで発行できるETC利用照会サービスの広報の充実を図ることでETC利用の普及促進を図ります。

○ETC料金割引制度のさらなる広報の充実

ETC割引制度等について、SA・PA及び料金所における各種媒体等を活用した更なる広報を充実します。

[広報媒体のイメージ]



【各種パンフ】



【HP】